

令和3年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和3年7月16日(木) 10:00~12:00

2. 開催場所

水産会館 2階 第3会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 11名

4. 議事事項

議第1号 漁業者代表3委員の辞任同意について

議第2号 岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任免について

議第3号 遊漁規則の一部変更について

議第4号 令和3年度におけるウナギ種苗の増殖指示数量の減免措置について

議第5号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

議題6号 統数制限に係る委員会指示の変更について

議題7号 富山・岐阜県境漁場に係る免許の内容たるべき事項について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事 務 局	本委員会定数13名中8名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第1号】漁業者代表3委員の辞任同意について	
事 務 局	漁業法第141条の規定に基づき、岐阜県知事に辞任届を提出した3委員の辞任に同意する必要がある。辞任理由は、漁業協同組合の代表理事組合長を辞することとなり漁業者を代表する立場で意見を述べるが出来なくなったため。
原案のとおり承認された。	
事 務 局	令和3年7月16日付で本委員会の委員を解任された3名に代わり、新たに3名の漁業者代表委員が任命されたため、本委員会会議の出席者が11名となり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを改めて報告。
【議第2号】岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任免について	
事 務 局	岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第3条第3項の規定「事務局長及び書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免。 【内容】 書記の徳原哲也、鈴木諒介を解任し、吉川周作を任命するもの。任免理由は県の人事異動による。
原案のとおり承認された。	
【議第3号】遊漁規則の一部変更について	
事 務 局	漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件。 申請漁業協同組合は、根尾川筋、長良川、馬瀬川下流の3漁業協同組合 ○各漁協の遊漁規則の変更内容 ・漁業権番号内共第8号（根尾川筋漁業協同組合） 【変更内容】

	<p>1. ガリのワイヤ製糸の使用禁止</p> <p>2. ガリの禁止区域の設置</p> <p style="padding-left: 2em;">山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで及び菅瀬川合流点から木知原鉄橋下流端までの2か所を周年禁止区域とするもの。</p> <p>【変更理由】</p> <p>1. ワイヤ製糸が使用された仕掛けは、針がついたまま、長時間川に残り危険であるため。</p> <p>2. 友釣りの漁場とガリ漁の漁場を分けることにより、漁場の有効活用を図るため。</p> <p>【妥当性】</p> <p>遊漁者からの要望を踏まえた改正であり、行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。</p> <p>・漁業権番号内共第14号、第15号（長良川漁業協同組合）</p> <p>【変更内容】</p> <p>遊漁料減免内容の変更</p> <p>魚種：鮎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以下の日釣及び年釣の遊漁料を無料。 ・心身障害者、70歳以上、女性及び25歳以下の者の遊漁料を日釣1000円、年釣5000円に減額するとともにそれらの現場加算料を500円とするもの。 <p>魚種：雑魚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以下の日釣及び年釣の遊漁料を無料。 ・心身障害者及び70歳以上の者の遊漁料を日釣200円に減額し、新たに女性及び25歳以下の者の遊漁料を日釣200円に減額するもの。 <p>【変更理由】</p> <p>遊漁者増大を図るため</p> <p>【妥当性】</p> <p>遊漁料の減免規定の減額変更であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p> <p>・漁業権番号内共第31号（馬瀬川下流漁業協同組合）</p> <p>【変更内容】</p> <p>ルアー・フライ釣り専用区間（かなえ橋から祖師野堰堤までの区</p>
--	--

	<p>域) の設置</p> <p>【変更理由】</p> <p>遊漁者の利便性を高め、遊漁者の増大及び遊漁料収入の増加を図るため</p> <p>【妥当性】</p> <p>行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。</p>
委員	馬瀬川下流漁協は当該ルアー・フライ釣り専用区間で遊漁料とは別にお金を徴収していると聞いたことがあるが、どうなのか。
事務局	当該区域は、特定釣り漁場の設定はされていないので、漁協は遊漁規則に基づく通常の遊漁料の徴収を行っているはずである。
委員	委員の話によると現段階でルアー・フライ専用区域が既に設置されているようだが、遊漁規則改正の認可前に、先行してルアー・フライ専用区間の運用を始めてしまっていることに、違和感を覚える。
事務局	遊漁規則で定めてしまう前に、漁場の有効活用や遊漁者の利便性について検討するために、漁協が遊漁者に協力を求めるということはあると考えられる。ただし、あくまでも試行的運用であることから遊漁規則が変更されなければ強制力はない。
委員	試行的に行う場合でも、その内容や結果をあらかじめ県に報告すべきではないのか。
事務局	試行的な運用状況や通常料金以上の料金徴収が行われているのかなど、現状については、事務局が調べ次回委員会で報告する。
会長	今回は採決を見合わせてはどうか。
委員	本委員会は知事から諮問された案件について審議するもので、今回示された材料で十分、その判断が可能と考えられ、提出された改正案は遊漁を不当に制限するものではないと解される。
事務局	委員が言われる通り、本議題は、改正案が遊漁を不当に制限するものであるかを審議いただくものであるもので、その視点から判断いただきたい。
<p>「意見及び異議なし」で答申することを決定。</p> <p>(答申文案)</p> <p>岐漁管委第5号 令和3年7月16日 岐阜県知事 古田 肇 様</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫</p> <p>第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について (答申)</p> <p>令和3年7月14日付け里川第171号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。</p>	

【議第4号】令和3年度におけるウナギ種苗の増殖指示数量の減免措置について	
事務局	<p>シラスウナギの採捕量の低迷、それに伴う放流用ウナギ種苗の高騰等を鑑みて、岐阜県漁業協同組合連合会から第5種共同漁業権に係るウナギの増殖指示数量の減免要望があり、その是非等を審議。</p> <p>本件については、令和3年6月15日付けで委員各位に意見照会した「令和3年度のウナギ種苗放流に係る減免措置の方向性（案）について」において、減免するという方向性を確認しており、今回、正式に内水面漁場管理委員会で議決するため議案化。</p> <p>令和3年の河川放流用ウナギ種苗の価格は、6,000円/kg（消費税抜き）であり、減免措置の考え方と方法は、</p> <p>(1) 減免の決定：「その年の河川放流用ウナギ種苗価格が平成22年の価格を超えているか否か。」が基準。</p> <p>(2) 減免の方法：「その年の増殖指示数量（kg）に種苗価格比（平成22年／当該年）を乗じた数量以上放流すること。</p> <p>令和3年の種苗価格比は0.6。以上より、令和3年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について、「増殖指示数量は変更しないものの、各漁業協同組合が増殖指示数量の達成に向けて最大限努力することを前提に、各漁場、最低でも増殖指示数量の6割以上の放流とする。」案とする。</p>
原案のとおり変更を承認された。	
【議第5号】揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事務局	<p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について</p> <p>(1) 揖斐川上流漁業協同組合長より適用除外申請</p> <p>(2) 令和3年3月25日付け岐漁管委第25号で承認した適用除外について、徳山ダム管理所長より内容の変更申請</p> <p>以上の2件について審議するもの。</p> <p>(1) 揖斐川上流漁業協同組合長より適用除外申請</p> <p>【申請内容概要】</p> <p>適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流部における魚類の採捕禁止</p> <p>採捕する水産動物の種類及び量：</p> <p style="text-align: center;">採捕禁止区域内に生息する魚類 2,000尾以内</p> <p>採捕する区域：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川

	<p>・揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川</p> <p>採捕の期間：許可日から令和3年11月30日まで</p> <p>漁具及び漁法：投網、タモ網、釣獲</p> <p>【申請の目的】</p> <p>将来、漁業権漁場として水産資源を適正に管理し有効利用を図るための基礎資料を得るための調査。</p> <p>【申請の内容】</p> <p>揖斐川上流漁業協同組合、揖斐川中部漁業協同組合及び揖斐川久瀬漁業協同組合の揖斐川上流域の3漁協と県漁連による合同調査。</p> <p>申請者は、本申請のほか、岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採捕許可申請も実施。</p> <p>【妥当性】</p> <p>本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等は調査終了後に全て放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではない。</p> <p>(2)令和3年3月25日付け岐漁管委第25号で承認した適用除外について、徳山ダム管理所長より内容の変更申請</p> <p>【変更申請の概要】</p> <p>採捕従事者の変更であり、1名を除外し、7名を追加。</p> <p>変更理由は、人事異動によるもの。</p> <p>【妥当性】</p> <p>採捕従事者の変更は、水産資源に悪影響を与えるものではない。</p>
<p>原案のとおり承認された。</p>	
<p>【議第6号】制限漁法の指示統数の変更について</p>	
<p>事務局</p>	<p>第5種共同漁業権の免許を受けた者が漁業権を行使できる範囲の制限等に関する委員会指示における漁法の行使する統数範囲の変更を求める申請があったもの。</p> <p>【変更内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権：内共第20号（美山漁業協同組合） ・魚せきの統数を現行の5から8へ変更 <p>【変更理由】</p> <p>近年、指示数量以上の放流を続けており、アユ資源が増大しているため、魚せきの統数を増やし資源の有効活用を図る。</p>

	<p>【対応方針】</p> <p>漁法1統に対して採捕対象の漁業権魚種の増殖指示数量を3kg増量する（平成25年5月31日付け岐阜県内水面漁場管理委員会告示第4号）</p> <p>【対応案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権：内共第20号（美山漁業協同組合） ・漁法：魚せき ・統数：現行5 → 変更後8 ・アユの増殖指示数量：現行1,080kg → 変更後1,089kg
<p>原案のとおり承認された。</p>	
<p>【議第7号】富山・岐阜県境漁場に係る免許の内容たるべき事項について</p>	
<p>事務局</p>	<p>漁業法第64条第1項の規定により、岐阜県知事から協議があったもの。</p> <p>【経緯】</p> <p>令和2年12月1日に改正漁業法が施行。</p> <p>改正漁業法第67条において、「都道府県知事は、その管轄する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする」との新たな条文が設けられた。</p> <p>富山県は、令和3年12月31日に前回策定した漁場計画が5年を迎えるため、富山県知事が富山県及び岐阜県の県境漁場における内水面漁場計画を策定。平成25年度に岐阜県及び富山県で締結した協定に基づき、岐阜県知事が協議を受けたもの。</p> <p>【内水面漁場計画の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公示番号：内共第17号（宮川及び高原川） ・漁業の種類：第5種共同漁業 ・漁業の名称及び時期： <ul style="list-style-type: none"> あゆ漁業 1月1日から12月31日まで やまめ漁業 1月1日から12月31日まで いわな漁業 1月1日から12月31日まで ・漁場の位置：富山県富山市及び岐阜県飛騨市 ・制限又は条件：河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。 ・関係地区：富山県富山市、岐阜県飛騨市宮川町及び神岡町 ・存続期間：平成26年1月1日から令和5年12月31日まで <p>当該漁業権は免許期間中でもあり、変更点はなし。</p>

	<p>【今後の予定】</p> <p>富山県知事が富山県内水面漁場管理委員会に内水面漁場計画（案）を諮問し、同委員会が公聴会を開き、利害関係者の意見を聴いた上で、同計画（案）に対する答申を行う。その答申を受けて、富山県知事が内水面漁場計画を作成し、公示する。</p>
<p>「協議について、意見及び異議なし」で承認された。</p>	
<p>閉会</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>会長が挨拶し、閉会を宣言。</p>